

社内預金引当信託契約書

(有価証券管理ならびに処分信託)

委託者

受益者 元本受益者 労働基準法第 18 条第 2 項に基づく貯蓄金管理に関する協定においてこの信託契約で貯蓄金が保全されることがとされている社内預金者

収益受益者 委託者に同じ

受託者 ○○○信託銀行株式会社

委託者は、末尾添付の貯蓄金管理に関する協定（以下「管理協定」という。）に基づく貯蓄金（以下「社内預金」という。）に関し、社内預金者に対して負担する社内預金の元金の払戻債務の履行を確保するため、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 3 条に規定する保全措置として、一定の事由が生じた場合における信託財産による弁済並びにこのためにする信託財産の管理及び処分を目的として、受託者に有価証券を信託することを約し、受託者及び受益者代理人と下記条項により、平成 年 月 日この社内預金引当信託契約を締結しました。

第 1 条 （信託財産）

- ① 委託者は末尾記載の有価証券を信託し、受託者はこれを引受けました。
- ② 受託者は信託財産の評価額を毎月末日及び受託者が必要と認めたときに、受託者の定める方法により算出し、委託者に通知するものとします。
- ③ 委託者は毎年 3 月 31 日現在の社内預金元金総額を遅滞なく受託者に通知するものとし、管理協定においてこの信託契約により保全されることが

されている毎年 3 月 31 日現在の $\left\langle \begin{array}{l} \text{社内預金元金額} \\ \text{社内預金元金総額の 割相当額} \end{array} \right\rangle$ (以下「要保全額」という。)

に前項の評価額が不足する場合は委託者は遅滞なく信託財産を追加するものとします。ただし、委託者は要保全額を著しく超えて信託財産を追加することはできません。

- ④ 委託者が信託することのできる財産は、受託者が認める有価証券とします。

第 2 条 (信託期間)

信託期間はこの契約締結の日から 年間とします。ただし、信託期間満了にあたり、委託者及び受益者若しくは受託者から別段の申出がないときは、さらに 年間延長され、爾後これに準ずるものとします。

第 3 条 (信託の登記、登録)

- ① 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除く）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 4 条 (議決権行使に関する指図)

信託財産として有する株式に係る議決権の行使については委託者とその指図を行なうものとします。

第 5 条 (信託の元本及び収益)

- ① 信託有価証券、その償還金又は売却代金、増資割当新株式、その他これに準ずるものは元本とします。
- ② 信託有価証券より生ずる配当金、利息、その他これに準ずるもの及び信託財産たる金銭の運用により生ずる利益は収益とします。
- ③ 元本又は収益のいずれに属するか不明瞭なものは、受託者の認定にしたがうものとします。

第 6 条 (受益者)

元本受益者は管理協定においてこの信託契約で社内預金が保全されることとされている社内預金者とし、収益受益者は委託者とします。ただし元本受益者は、第 16 条に定める事由が生じるまでは、受益権を有さないこととします。

第 7 条 (受益者代理人)

- ① 受益者代理人は としてします。
- ② 受益者代理人に変更があった場合は、新・旧両受益者代理人及び委託者が署名押印した書面で受託者に通知するものとします。通知が遅れたため

に生じた損害については、受託者は責任を負いません。

第 8 条 (収益の支払方法)

信託有価証券から生ずる収益は收受したつど、金銭の運用により生ずる収益は各計算期日の翌営業日以降、信託財産から生ずる収益は各計算期日の翌営業日以降、収益受益者に交付します。

第 9 条 (償還金等の処理)

信託有価証券の償還金又は売却代金、残余財産分配金は、委託者の指図により、受託者の認める同種又は他の有価証券の買入に充てるものとします。

第 10 条 (信託財産に属する金銭の運用)

① 受託者は信託財産に属する金銭は、安定した収益の確保を目的として次の各号に掲げる財産に運用する。

(1) 指定金銭信託受益権

(2) 預金等

② 信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託財産を害する恐れがないと認められる場合には、前項第 1 号の指定金銭信託受益権には〇〇〇信託銀行株式会社を受託者とするもの（合同運用一般口等）を、前項第 2 号の預金等には受託者または受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に定める「利害関係人」を言う。）の預金、銀行勘定での運用を含むものとする。

③ 前項の場合、信託受益権の取得等の取引は、取引所の相場があるときは時価、取引所の相場がないときは鑑定評価額その他適正と認められる条件により行うことができる。また、前項の信託財産については、受託者または受託者の利害関係人が店頭に表示（掲示、備置等による方法を含む。）する利率で運用するものとする。

第 11 条 (増資新株式等の引受申込)

① 信託財産たる株式に割当てられた増資新株式又は他社株式については、委託者が受託者の請求により株式の引受又は応募に要する証拠金、払込金その他の費用を受託者の指定する期日までに受託者に提供した場合に限り、受託者はその引受又は応募の申し込みをするものとします。

もし期日までに提供のない場合は、失権その他の損害が生じても受託者は何らその責任を負いません。

② 前項の規定により取得した増資新株式等は、この契約による信託財産に追加するものとします。

第 12 条 (信託有価証券の異動の記載)

償還、売却、買入、追加、増資新株式等引受その他の事由によって信託有価証券に異動が生じたときは、受託者は信託証書にその旨を記載の上、証印

をします。

第 13 条 (租税・事務費用)

- ① 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は委託者に請求します。ただし、信託財産の中から支払うことがあります。
- ② 信託事務の処理に必要な費用を受託者が立替えたときは、年 %以内の割合を以って利息を申し受けます。立替期間に 1 年に満たない端数がある場合は 1 年を 365 日とする日割計算によることとします。

第 14 条 (信託報酬)

- ① 信託報酬は下記の割合とし、収益收受のつど又は各計算期日及び信託終了又は受託者辞任の日に信託財産の中から申し受けます。ただし、委託者に対し請求することがあります。
 - (1) 公債及び社債については額面金額に対し 年 1, 000 分の
 - (2) 株式については額面金額に対し 年 1, 000 分の
 - (3) その他の信託財産については信託価額に対し年 1, 000 分の
以内で受託者の定める割合
- ② 受託者が第 23 条の規定に基づき信託有価証券を処分したときは、その処分代金のうちから、処分価額に対し 1, 000 分の 以内で受託者の定める割合により信託報酬を申し受けます。

第 15 条 (収支計算書)

この信託の計算期は毎年 4 月 1 日より 9 月 30 日まで及び 10 月 1 日より 3 月 31 日までとし、受託者は各計算期ごとにこの信託に関する収支計算書を作り、収益受益者に報告するものとします。

第 16 条 (元本受益権の行使事由)

- ① 元本受益者は、委託者が次の各号のいずれかに該当し、かつ元本受益者からの社内預金元金の返還請求に応じなかったときにのみ、元本受益権を行使できるものとします。
 - (1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは、特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 賃金の支払の確保等に関する法律施行令 (昭和 51 年政令第 169 号) 第 2 条第 1 項第 5 号に規定する認定の申請が受理されたとき。
- ② 委託者及び受益者代理人は、委託者が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに受託者に通知するものとします。

第 17 条 (元本受益権の行使)

- ① 受託者に対する元本受益権の行使は、元本受益者が個別に行なうことなく、受益者代理人が一括してこれを行なうものとします。
- ② 受益者代理人は、受託者に対して元本受益権を行使しようとするときは、

あらかじめ、委託者に対し、次に掲げる事項を元本受益者の個人別に記載し、かつ元本受益者の承認印が押印された書面の作成及び交付を請求するものとし、

- (1) 元本受益権行使時における社内預金の元金額
 - (2) 元本受益権行使時直前の3月31日現在の社内預金の元金額
 - (3) 第1号又前号のいずれ少ない額（以下「被保全額」という。）
- ③ 委託者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被保全額を合算した額を記載の上、これに署名押印して、受益者代理人に交付するものとし、

第18条（委託者の行方不明等）

- ① 委託者の行方不明その他やむを得ない事情により委託者が前条第3項の手続を行なうことができないときは、受益者代理人は当該事情を明らかにした書面及び前条第2項に掲げる事項が元本受益者の個人別に記載され、かつ、元本受益者の承認印が押印された書面を作成し、署名押印の上これに社内預金通帳その他社内預金債権を証する書面を添えて受託者に提出し、信託財産の交付を受託者に対して請求するものとし、
- ② 前項による請求を受けたときは、受託者は受益者代理人に対し、必要に応じ、社内預金元帳その他の資料の提出を求めることができるものとし、

第19条（元本受益権の範囲）

- ① 各元本受益者が有する元本受益権は次の各号に掲げる額の合計額とします。
- (1) 元本受益権行使時の信託元本額（信託有価証券については第23条第1項による換価処分額。以下この条において同じ。）に被保全額の合計額に対する被保全額の割合を乗じて得た額。

$$\text{元本受益権行使時の信託元本額} \times \frac{\text{被保全額}}{\text{被保全額の合計額}}$$

ただし、被保全額に元本受益権行使時直前の3月31日現在における要保全額を当該時における社内預金元金総額で除して得た割合（以下「保全割合」という。）を乗じて得た額を超えることはありません。

- (2) 元本受益権行使時の信託元本額が前号で得た額の合計額を超える場合、当該超過額に元本受益権行使時における個人別の社内預金元金額に保全割合を乗じて得た額から前号によって得た個人別の額を控除した額（以下「未払元金」という。）の合計額に対する個人別の未払元金の割合を乗じて得た額。ただし、未払元金を超えることはありません。
- ② 元本受益権行使時における信託元本額のうち前項によって得た額を超え

る部分については委託者を帰属権利者とします。

第 20 条 （信託終了原因）

この信託契約は次の各号に掲げる事由が発生したときに終了するものとします。

- (1) 委託者について第 16 条第 1 項各号に掲げる事由が生じたとき。
- (2) 管理協定が廃止されたとき又は管理協定の変更により、要保全額全額について、保全措置がこの信託契約から他の保全方法に変更されたとき。
- (3) 信託目的の達成又は信託事務の遂行が著しく困難になったと受託者が認め、その旨の通知を委託者及び受益者代理人に発したとき。

第 21 条 （解 約）

この信託契約は解約できません。ただし、信託財産の評価額が要保全額を超過するに至ったときは当該超過額の範囲内において、委託者は受益者代理人の同意を得て一部解約を行ない信託財産の交付を請求することができます。この場合、受益者代理人は当該信託財産を委託者へ交付することについて異議がない旨を記載した書面を受託者に提出するものとします。

第 22 条 （辞 任）

- ① 受託者は、やむを得ない事情が生じたときは、委託者に対する 日 前の予告によりその任を辞することができます。
- ② 受託者辞任の場合、委託者は、新受託者を選任するものとします。ただし、委託者が新受託者を選任しない場合には、受託者は新受託者の選任を裁判所に請求します。
- ③ 受託者辞任のときは、受託者は信託事務の計算を行ない、受益者代理人立会いのもとに信託財産を新受託者に交付し、事務の引継ぎを行ないます。

第 23 条 （信託有価証券の換価処分）

- ① 受託者は受益者代理人から第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定により信託財産の交付の請求を受けたときは、遅滞なく証券取引所において信託有価証券を換価処分するものとします。ただし、証券取引所における処分が不能又は不相当と認められる場合は受託者の適当と認める方法により換価処分することができます。
- ② 受託者は前項の規定に基づき信託有価証券を処分した上は、その処分の方法・時期・価額その他一切の事項について責任を負いません。

第 24 条 （信託の最終計算及び信託財産の交付）

- ① 受託者は信託が終了したときは最終計算を行ない、受益者代理人及び委託者の承認を得た上で次の各号の区分に従い、信託財産を当該各号に定める者に交付します。

- (1) 第 20 条第 1 号に定める事由により信託が終了したとき。

ア. 信託財産のうち、第 19 条第 1 項によって得た額の合計額

受益者代理人

イ. 信託財産のうち、アを超える部分

委託者

なお、第 23 条第 1 項に定める方法により換価処分することができない有価証券は有価証券の形態のまま交付するものとします。

(2) 第 20 条第 2 号又は第 3 号に定める事由により終了したとき。

信託財産の全部 委託者

- ② 前項の規定により受託者が受益者代理人又は委託者に信託元本を交付した上は、受託者は元本受益者及び委託者に対して一切の責任を負いません。
- ③ 信託が終了したときは委託者はすみやかに信託証書を受託者に返戻するものとします。
- ④ 信託財産の交付日は、信託終了の日の翌営業日とします。ただし、第 1 項第 1 号の場合は委託者、受益者及び受益者代理人が信託財産受領のために必要な手続きをすべて完了した日の翌営業日とします。

第 25 条 (受益権の譲渡・質入)

この信託の受益権は譲渡又は質入れすることができません。

第 26 条 (受益権の変更)

- ① 委託者は、受益者を変更することができません。
- ② 委託者は、信託目的の変更をすることができません。

第 27 条 (印鑑届出)

- ① 委託者は、委託者及び受益者代理人の印鑑をあらかじめ受託者に届出るものとします。
- ② 受託者は、受領証その他の書類に押印された印影があらかじめ届出の印鑑と相当の注意をもって照合して相違ないものと認め、信託財産の交付の他の処理をしたときは、印章の盗用その他のような事情があってもそのために生じた損害については受託者は責任を負いません。

第 28 条 (届出事項)

次の場合には、委託者又は受益者代理人は直ちに受託者に通知の上、所定の手続きをとるものとします。手続きが遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負いません。

- (1) 有価証券信託証書若しくは契約書又は届出の印章を喪失したとき。
- (2) 委託者及び受益者代理人の転居、改印、改氏名、名称・組織・代表者の変更、死亡又は行為能力の変動があったとき。

第 29 条 (管理協定の変更・届出)

- ① 委託者は管理協定を変更する場合は、事前に受託者へ通知するものとします。変更の通知が受託者に到達するまでは、受託者に対しては、当該変更は効力を生じないものとし、通知が遅れたために生じた損害については

受託者は責任を負いません。

- ② 前項にかかわらず、受託者が必要と認めた場合には、受託者は委託者に対し、管理協定の提出を求めることができるものとします。

第 30 条 （受益者等の行為）

この契約に関する元本受益者の行為及び元本受益者を相手方とする委託者又は受託者の行為については受益者代理人が行ない若しくは受益者代理人を相手方として行なうものとします。受託者は受益者代理人に信託財産を交付した後においては、元本受益者に対して信託財産交付の責任を負いません。

第 31 条 （善管注意義務）

受託者はこの信託契約の本旨にしたがい善良な管理者の注意をもって信託事務を処理するものとします。ただし、委託者が第 1 条第 3 項に定める通知又は信託財産の追加を行なわなかったために生じた損害については受託者は責任を負いません。

第 32 条 （通知等）

この信託契約に関する通知・同意その他相手方に対する意思の表明は、すべて書面により行なうものとします。

第 33 条 （受益者代理人による振込）

受益者代理人は第 24 条第 1 項第 1 号により信託財産の交付を受けたときは、直ちに元本受益者の受領すべき金銭を元本受益者の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により配分するものとします。